

容器包装リサイクル法の施行状況について

○法改正の概要	1
○容器包装リサイクル法を取り巻く状況	7
別添	：	容器包装リサイクル法の実施状況

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・ 容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則を強化する。

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)

質の高い分別収集・
再商品化の推進

事業者間の
公平性の確保

容器包装廃棄物の
円滑な再商品化

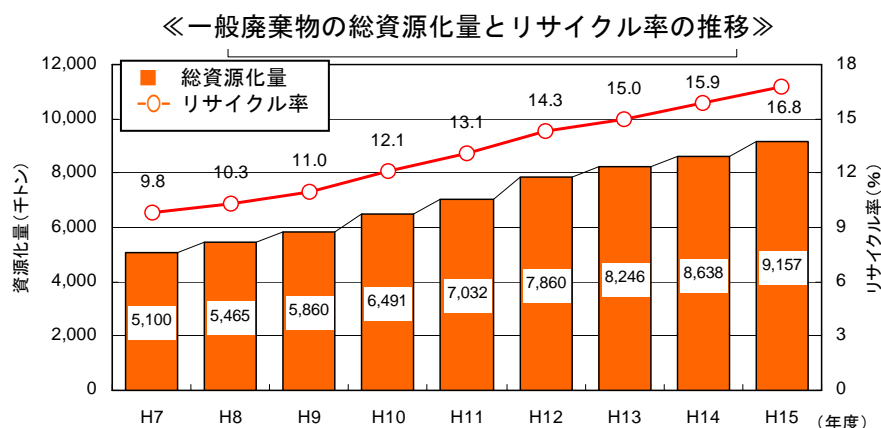
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

平成 18 年 10 月
環 境 省
経 済 産 業 省

I 改正の趣旨及び背景

(1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)は、一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、家庭ごみの6割(容積比。重量比は2～3割)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用の確保を図る目的で平成7年に制定された。

(2) 法施行後10年が経過し、ペットボトルの回収率が大きく伸びる等、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展し、一般廃棄物のリサイクル率の上昇に資するとともに、一般廃棄物の最終処分量が年々減少し、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られる等、循環型社会の形成に寄与してきた。



(3) 以上を踏まえ、次のような基本的方向に沿って、容器包装リサイクル法を改正した。

① 循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進する。

また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

② 社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

③ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

国・自治体・事業者・国民等の各主体が、自らが率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

Ⅱ 改正の概要

1. 排出抑制に向けた取組の促進

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、排出抑制に向けた基本的な方向を国として示した上で、消費者の意識向上を図るとともに、消費者における排出の抑制を促進するための事業者（小売業者等）の取組を促進することとした。

(1) 目的・基本方針等における排出抑制の促進に係る規定の追加

(第1条、第3条、第5条、第6条、第8条及び第9条関係)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進することを明確にするため、法の目的規定、基本方針に定めるべき項目の規定、国及び地方公共団体の責務規定等に、排出抑制の促進に係る規定を加えた。

(2) 消費者の意識向上・事業者との連携を図るための取組

(第7条の2及び第7条の3関係)

- ① 容器包装廃棄物の排出の抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱することとした。
- ② 環境大臣は、社会全般の容器包装廃棄物の排出抑制に向けた活動の基盤づくりとして、排出抑制に資する情報の提供や調査を行うこととした。

(3) 事業者の自主的取組を促進するための措置

(第7条の4から第7条の7まで、第46条の2、第48条及び第49条関係)

- ① 容器包装利用事業者（小売業者等）が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために取り組むべき措置に関する「判断の基準となるべき事項」を主務大臣（事業所管大臣）が定めることとした。この場合、主務大臣はあらかじめ環境大臣に協議するとともに、環境大臣は必要に応じて、判断の基準に関し主務大臣に意見を述べるができることとした。
- ② 主務大臣は判断基準に基づき、事業者に対する指導・助言を行うとともに、容器包装を多量に利用する事業者に対し、事業活動に伴う容器包装の使用量及び容器包装の使用の合理化のために取り組んだ措置の実施状況に係る定期報告を義務付けることとした。
- ③ 判断の基準に照らして取組が著しく不十分な容器包装を多量に利用する事業者に対しては、勧告・公表・命令の措置を講ずることとし、この命令違反に対しての罰則を設けることとした。

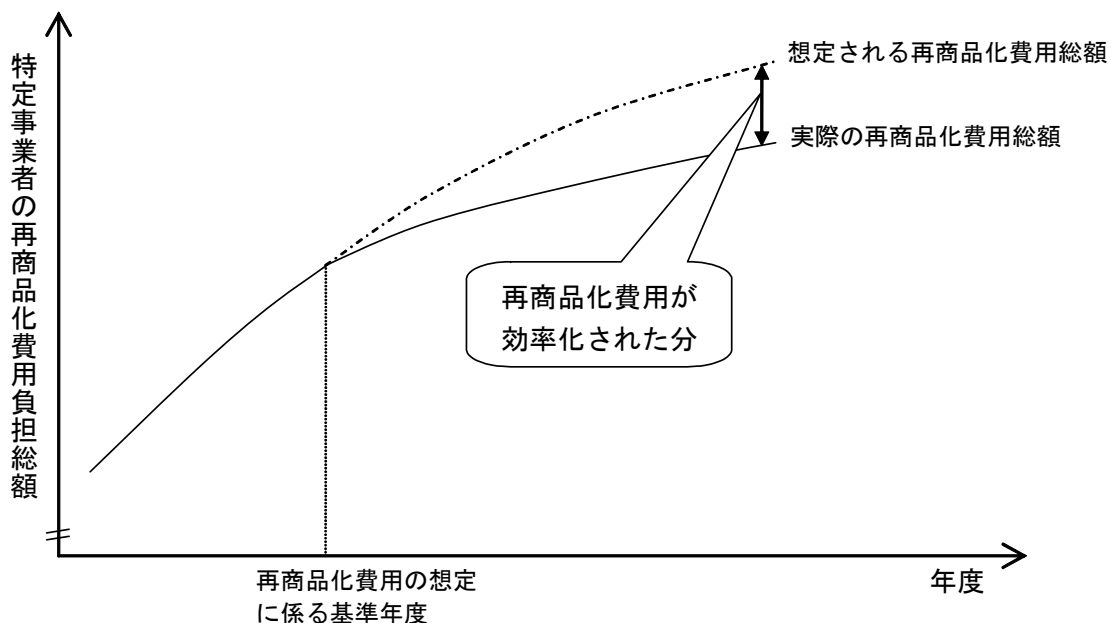
〔レジ袋の使用抑制対策については、判断基準の中で位置付けることにより対応する予定。〕

(4) 市町村分別収集計画の公表の義務付け（第8条第4項関係）

容器包装廃棄物の分別収集・排出抑制等に係る事業者・消費者の理解を深めるため、市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これを公表するものとした。

2. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設（第10条の2関係）

- 現行法において、容器包装廃棄物の分別収集は市町村が、分別基準適合物の再商品化は事業者が行っているが、市町村が質の高い分別収集（異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等）を実施した場合、再商品化の質の向上等により処理コストが低減され、実際の再商品化費用が当初想定していた再商品化費用を下回ることとなる。
- このため、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設することとした。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組（分別基準適合物の質的向上等）によるものと事業者の取組（再商品化の高度化等）によるものがあるため、効率化分の2分の1とすることとした。
- 各市町村への資金の拠出については、より効果的・効率的に容器包装に係る3Rを推進する観点から、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行うこととした。



3. その他の措置

(1) 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化（第46条関係）

再商品化の義務を果たさない特定事業者、いわゆる「ただ乗り事業者」に対する抑止効果を高めるため、罰則を現行の「50万円以下の罰金」から「100万円以下の罰金」に引き上げることとした。

(2) 「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し等に関する事項」の基本方針への追加（第3条第2項関係）

本法においては、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、国は基本方針を定めることとされている。

自ら定めた計画どおりに容器包装廃棄物を事業者に引き渡さない市町村が存在することや分別収集された廃ペットボトルの国外への流出など、再商品化のための円滑な引渡しが行われていない状況がある。

このため、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を基本方針に加え、国の方針として、市町村による容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引渡しを促進することを明らかにすることとした。

Ⅲ 施行期日

今回の改正は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化等の規定については公布の日から6月を超えない政令で定める日から、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設に係る改正規定については平成20年4月1日から施行することとした。

※ なお、改正後の容器包装リサイクル法については、施行後5年を目途に見直しを行うこととした。

Ⅳ 成立日

平成18年6月9日。

容器包装リサイクル法を取り巻く状況

1. 容器包装リサイクル法の概要

◆ 法律の趣旨

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定（法案提出は厚生省）、平成9年4月から本格施行。法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。

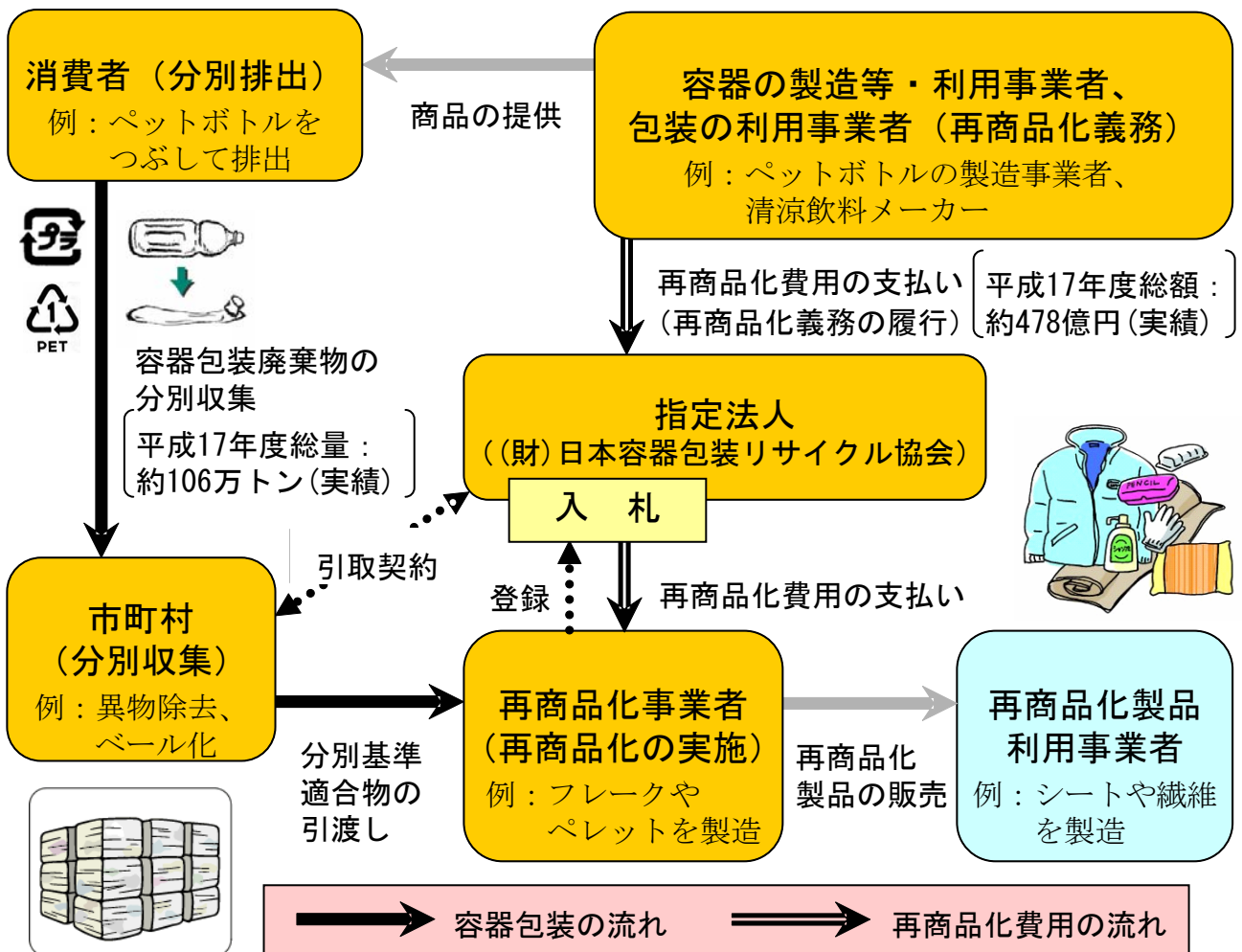
ごみについて市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。

◆ 対象容器包装

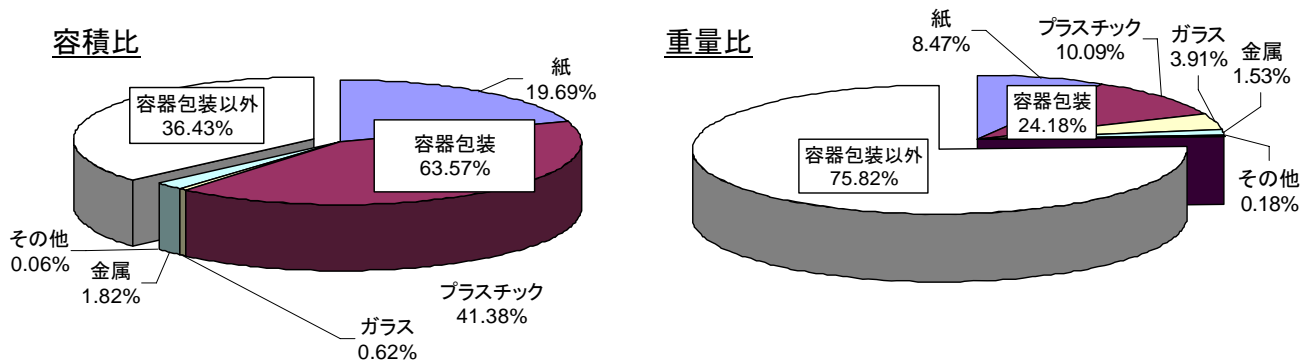
容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっている。

※ 事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん・ペットボトル（平成9年4月から）、紙製容器包装・プラスチック製容器包装（平成12年4月から）の4種類。

◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ（指定法人ルート）

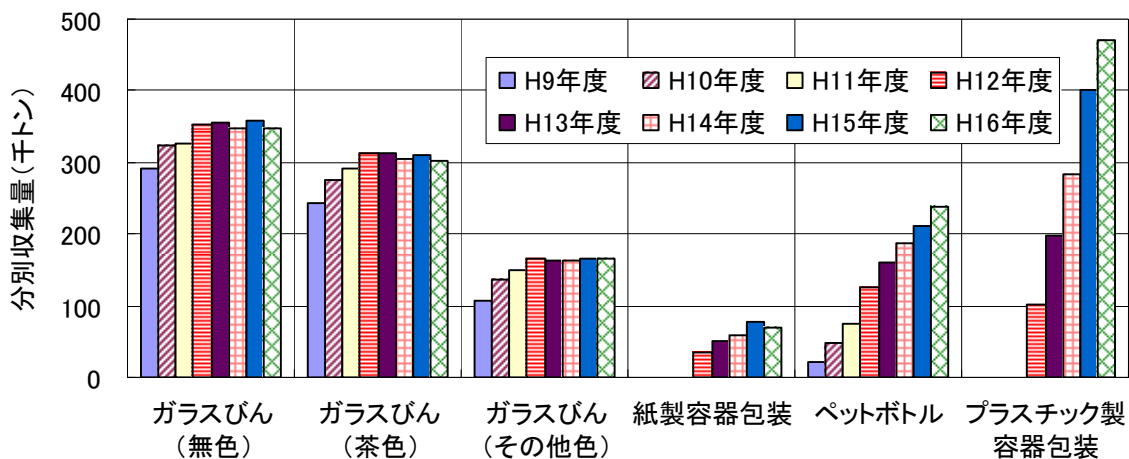


◆ 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成16年度）



2. 分別収集量の推移

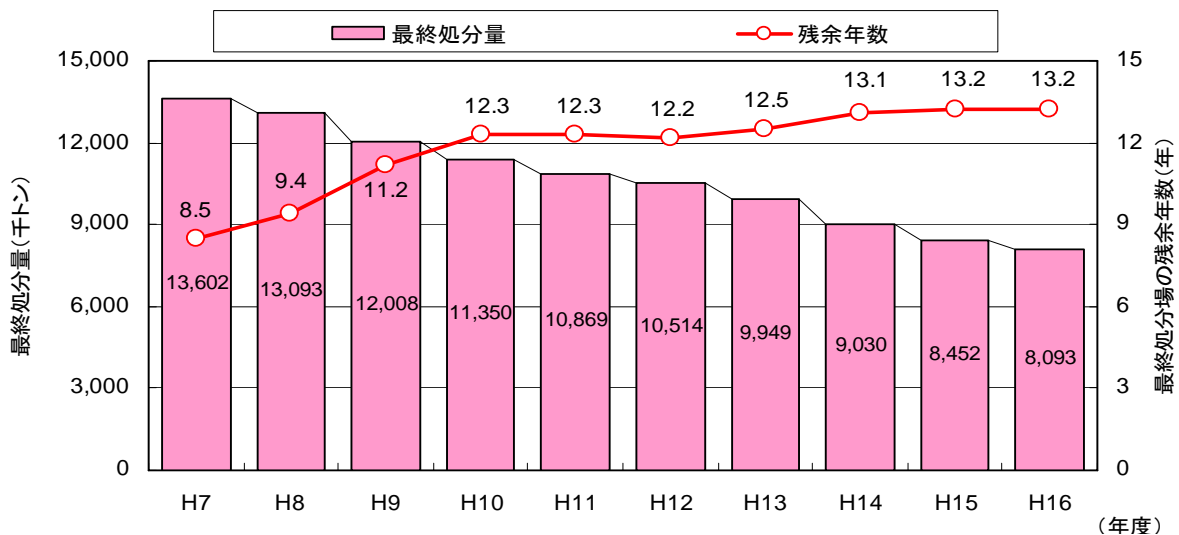
容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施する市町村は増加傾向にあり、これに伴い分別収集量も増加している。



3. 一般廃棄物の排出量と最終処分量の状況

容器包装廃棄物等のリサイクルの進展もあり、一般廃棄物の最終処分量が年々減少するとともに、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られる。一方、一般廃棄物の一人当たり排出量は横ばい傾向にあり、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合にも大きな変化はない状況である。なお、法律の施行により、事業者による容器包装の軽量化といった発生抑制等の取組は進展している。

◆ 一般廃棄物の最終処分量及び最終処分場の残余年数の推移



◆ 事業者による容器包装の軽量化等の取組事例

事業者	容器種類	重量削減（削減率）
キリンビール	ビール大びん	605g → 475g（21%）
キリンビバレッジ	2Lペットボトル	63g → 42g（33%）
サントリー	500ml ペットボトル	32g → 23g（28%）
森永乳業	ビヒダスヨーグルト容器	21g → 16g（24%）
花王	ワイドハイター320ml ボトル	34g → 24g（29%）
エフピコ	食品トレイ	39g → 13g（66%）
王子ネピア	ふんわりスリム容器	箱高削減（23%）

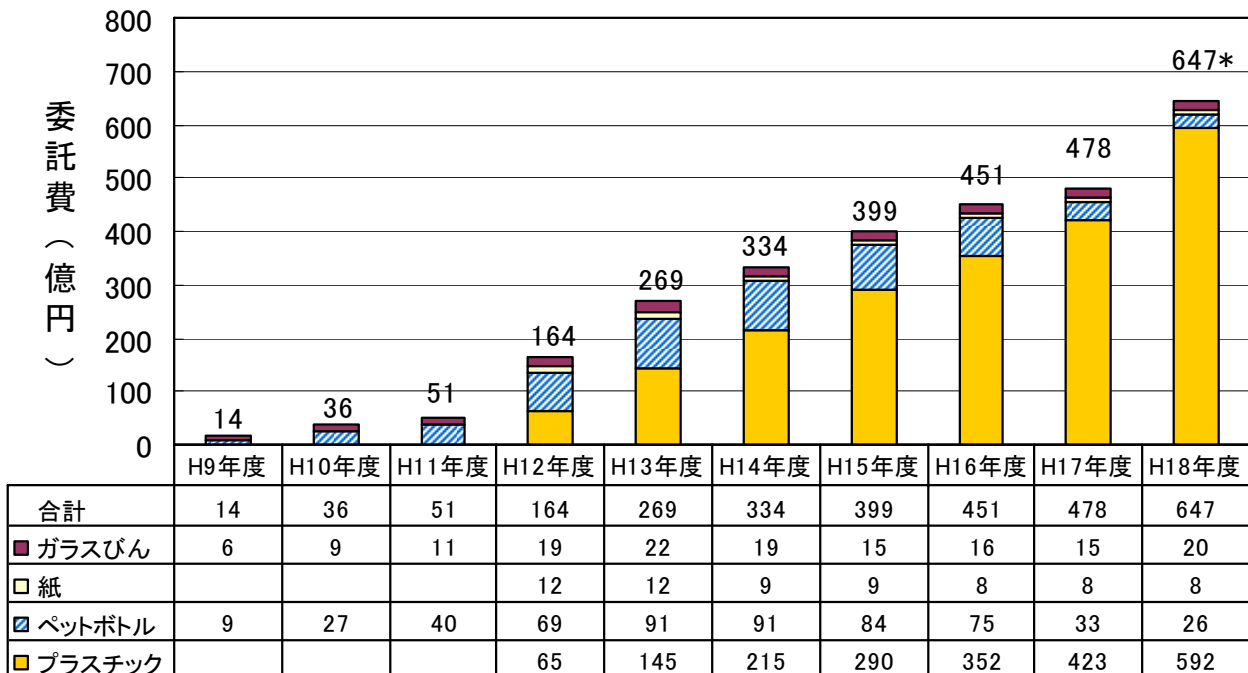
4. 分別収集・選別保管に伴う市町村のコスト増

市町村による分別収集・選別保管コストは約3,000億円。ごみ処理量の減少による焼却・埋立て費用の削減分を差し引いた容器包装リサイクル法施行後の純増分は約380億円（いずれも環境省による平成15年度の推計）。

5. 再商品化（リサイクル）の現状

◆ 特定事業者が負担する委託費の推移

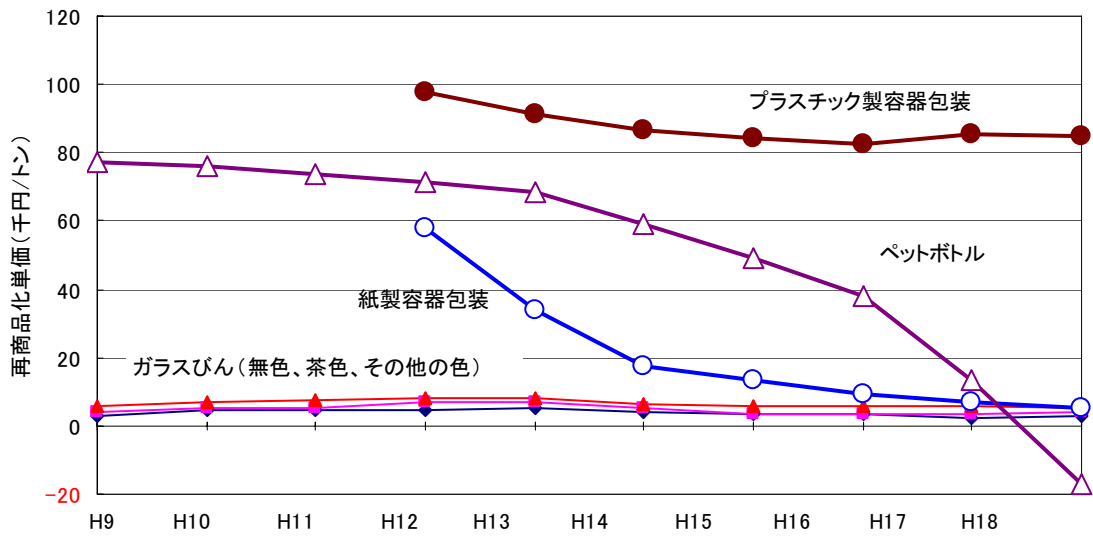
特定事業者が（財）日本容器包装リサイクル協会に支払っている委託費は、年々増加している。主な理由としては、委託費総額の8割程度を占めるプラスチック製容器包装の分別収集量が増加していることが考えられる。



* 平成17年度までは決算額、18年度は予算額（市町村が負担する小規模事業者分を含む。）

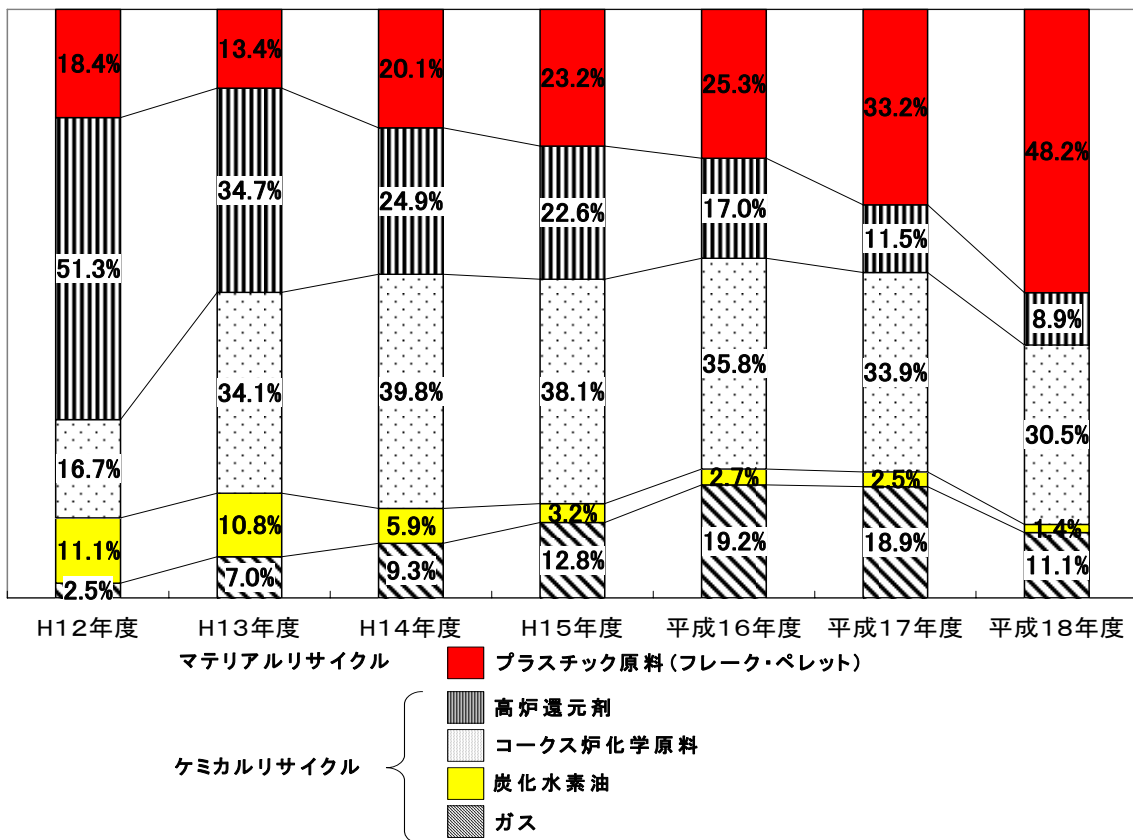
◆ 再商品化単価の推移

(再商品化単価は指定法人による入札の平均落札単価)



◆ プラスチック製容器包装の再商品化の状況

マテリアルリサイクル：プラスチックの原料として利用
 ケミカルリサイクル：化学的に処理して化学原料として利用



◆ マテリアルリサイクル製品の用途別内訳 (平成17年度実績)

パレット	31%	土木建築用資材	7%
プラスチック板	20%	園芸農業用資材	2%
再生樹脂	13%	工業用部品	1%
棒・杭・擬木	12%	日用品雑貨品・その他	6%
電力・通信用資材	8%		

1. 分別収集及び再商品化の状況(総括表)

市町村合併が相次いだ影響で、引取り市町村数は減少した。プラスチック製容器包装については、引き続き、市町村からの指定法人引取量及び再商品化製品販売量が大幅に増加している。

		市町村の分別収集・再商品化の実績			指定法人の引取り及び再商品化実績		
		分別収集市町村数	分別収集量 t	再商品化量 ^(※) t	引取り市町村数	市町村からの引取量 t	再商品化製品販売量 t
ガラスびん(無色)	H 9	1,610	292,775	275,119	525	52,452	44,905
	H10	1,862	322,284	303,240	642	60,167	57,425
	H11	1,991	326,110	307,237	751	66,063	63,838
	H12	2,618	352,386	334,549	1,091	79,836	73,804
	H13	2,725	355,157	339,443	1,365	97,100	90,333
	H14	2,795	348,698	337,888	1,433	102,788	94,341
	H15	2,911	356,977	345,208	1,580	109,086	104,672
	H16	2,815	346,971	334,659	1,555	109,932	101,566
	H17	-	-	-	1,038	103,132	96,514
ガラスびん(茶色)	H 9	1,610	243,916	228,170	556	61,130	46,374
	H10	1,866	274,374	256,227	708	75,621	70,157
	H11	1,992	290,127	272,559	811	87,698	88,532
	H12	2,631	312,539	294,959	1,201	111,199	103,701
	H13	2,737	311,993	298,785	1,470	129,892	121,696
	H14	2,807	304,172	293,240	1,504	130,311	123,439
	H15	2,922	309,857	297,510	1,631	130,274	119,042
	H16	2,826	301,262	291,868	1,605	129,539	121,707
	H17	-	-	-	1,078	123,707	117,455
ガラスびん(その他色)	H 9	1,535	107,533	95,190	633	34,781	26,531
	H10	1,784	136,953	123,227	836	52,483	53,564
	H11	1,915	149,332	134,084	886	65,607	58,936
	H12	2,566	164,551	150,139	1,341	89,843	87,183
	H13	2,706	162,481	152,965	1,585	98,352	92,735
	H14	2,740	163,903	156,856	1,669	105,940	100,037
	H15	2,872	165,011	157,217	1,811	101,285	94,051
	H16	2,788	166,076	157,145	1,800	104,975	97,205
	H17	-	-	-	1,279	109,190	108,020
ペットボトル	H 9	631	21,361	19,330	443	14,014	8,398
	H10	1,011	47,620	45,192	764	35,664	23,909
	H11	1,214	75,811	70,783	981	55,675	39,605
	H12	2,340	124,873	117,877	1,707	96,652	68,575
	H13	2,617	161,651	155,837	2,042	131,027	94,912
	H14	2,747	188,194	183,427	2,186	153,860	112,485
	H15	2,891	211,753	204,993	2,348	173,875	124,298
	H16	2,796	238,469	231,377	2,315	191,726	147,698
	H17	-	-	-	1,352	169,917	143,032
プラスチック製容器包装	H12	881	100,810	77,568	435	67,080	43,830
	H13	1,121	197,273	180,306	673	168,681	118,470
	H14	1,306	282,561	268,640	815	259,669	180,162
	H15	1,685	401,697	384,865	1,222	368,005	256,150
	H16	1,757	471,488	455,487	1,317	446,912	309,537
	H17	-	-	-	980	528,528	365,924
紙製容器包装	H12	343	34,537	26,310	83	11,243	10,230
	H13	404	49,723	44,675	131	21,685	20,793
	H14	525	57,977	54,145	143	24,687	24,358
	H15	748	76,878	69,508	243	30,652	29,881
	H16	772	69,197	59,668	250	28,111	27,163
	H17	-	-	-	183	27,477	26,471

出所：環境省、(財)日本容器包装リサイクル協会

(※)分別収集計画に基づき、再商品化を行う事業者により市町村が引き渡した量

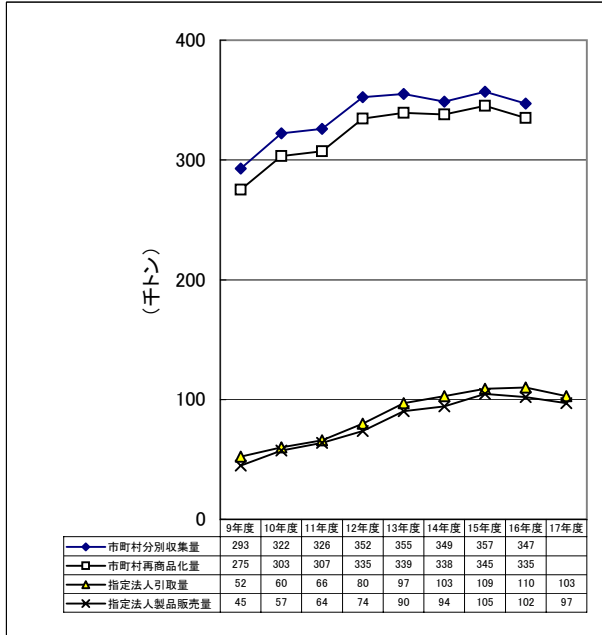
〇品目別の再商品化量推移及び実施市町村数推移(グラフ)

1. ガラスびん(無色)

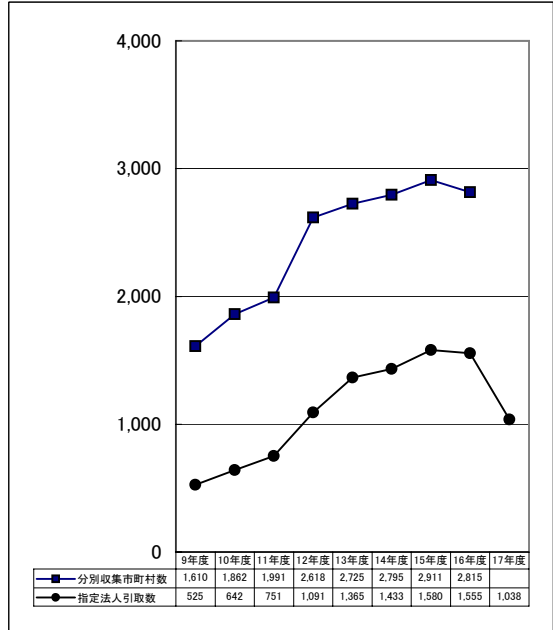
制度開始当初から、指定法人ルートによらない市町村独自再商品化量(市町村再商品化量と指定法人引取量の差)が再商品化量の大宗を占めている。

平成9年度に19%であった指定法人引取量の割合(=指定法人が市町村から引き取った量÷市町村の再商品化量)は、平成14年度に30%まで上昇。その後も増加傾向にあり、平成16年度には33%に達している。

【再商品化量推移】



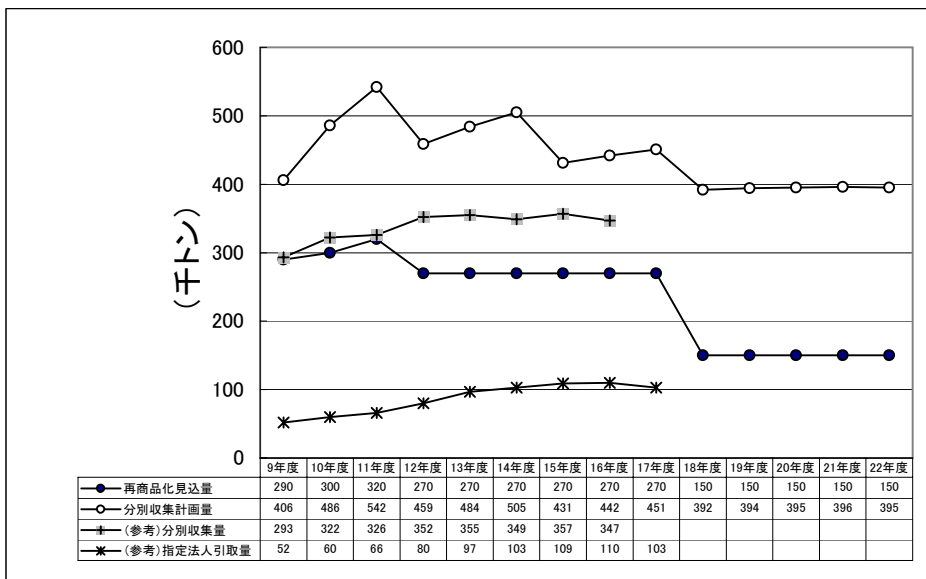
【実施市町村数推移】



※ 再商品化量推移グラフの見方のポイント

- ◆-と-□-の差: 市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、再商品化以外の独自処分量
- と-△-の差: 随意契約等による市町村独自再商品化(再商品化事業者引渡)量
- △-と-×-の差: 指定法人ルートの再生処理において発生する残渣量(×/△が指定法人ルートの収率)

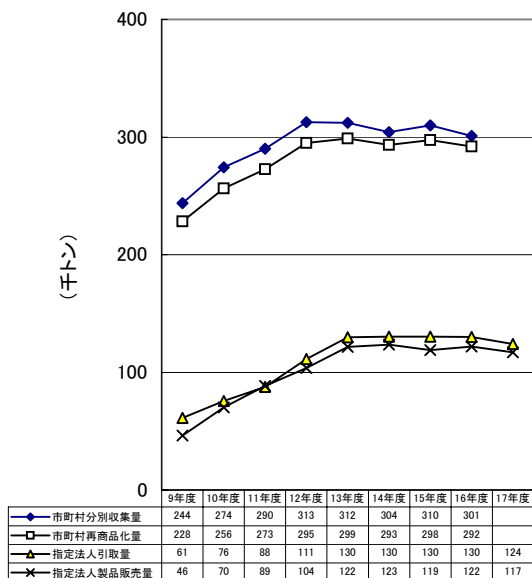
(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



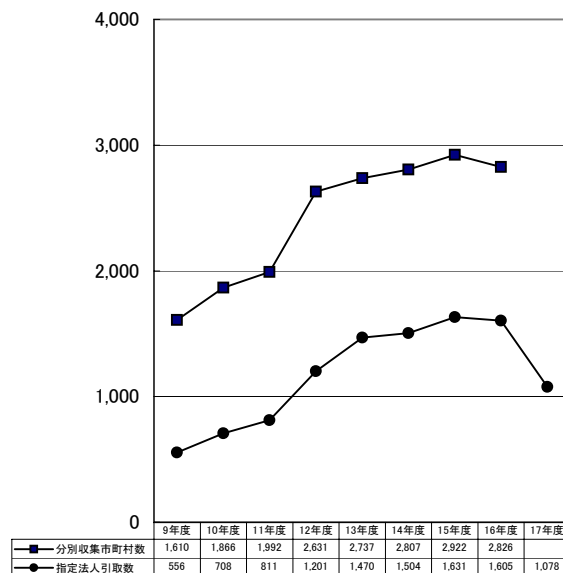
2. ガラスびん(茶色)

ガラスびん(無色)と同様の傾向を示しているが、無色よりも指定法人ルートでの引取量の割合が大きい(平成9年度:27%→平成16年度:44%)。

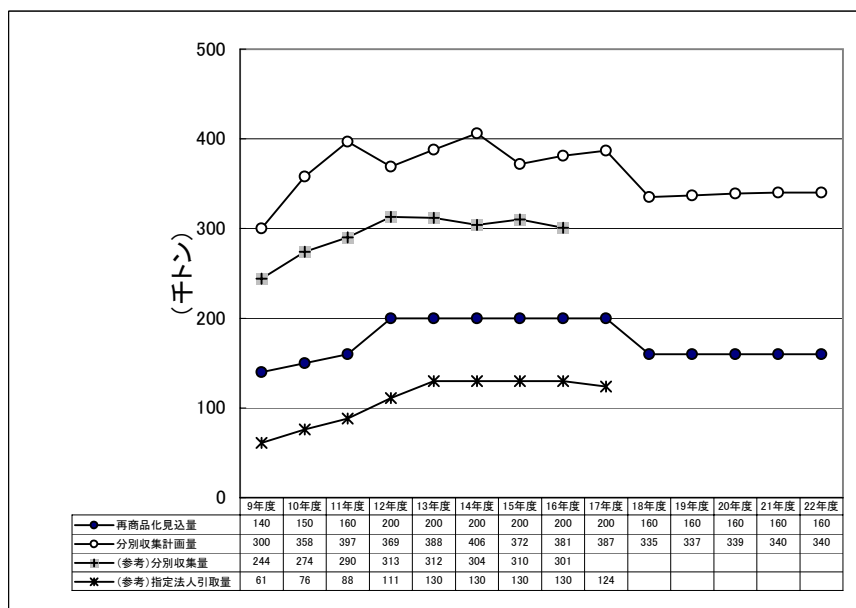
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

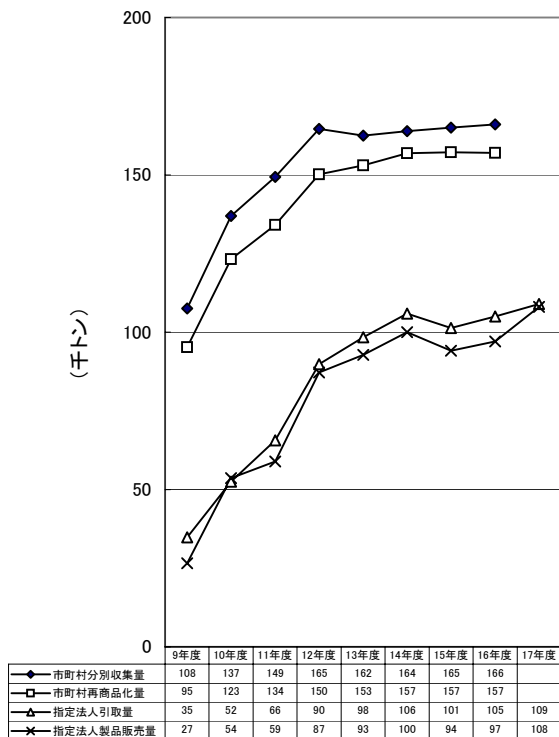


3. ガラスびん(その他色)

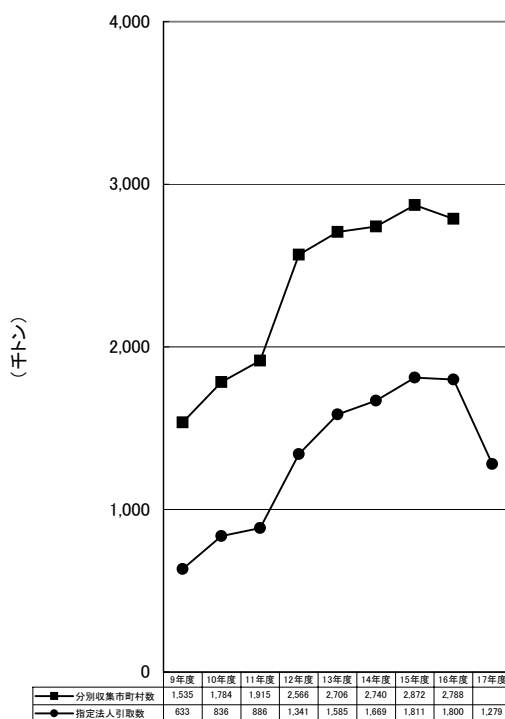
傾向としては、無色、茶色とほぼ同様であるが、指定法人ルートによる引取量の割合が最も大きい(平成9年度:39%→平成16年度:67%)。

3色中、指定法人ルートを活用して再商品化を行う市町村数が最も多い。

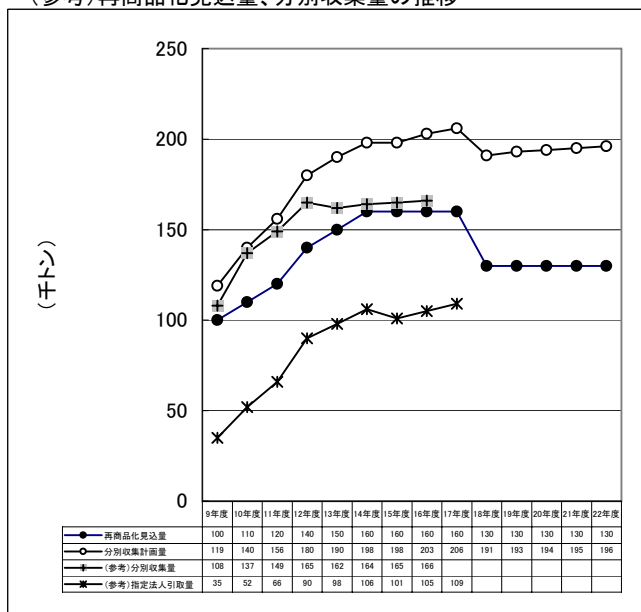
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

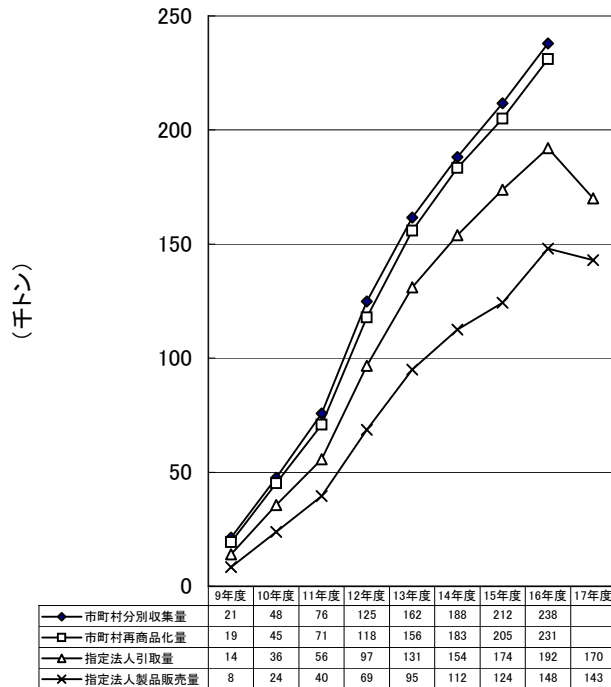


4. ペットボトル

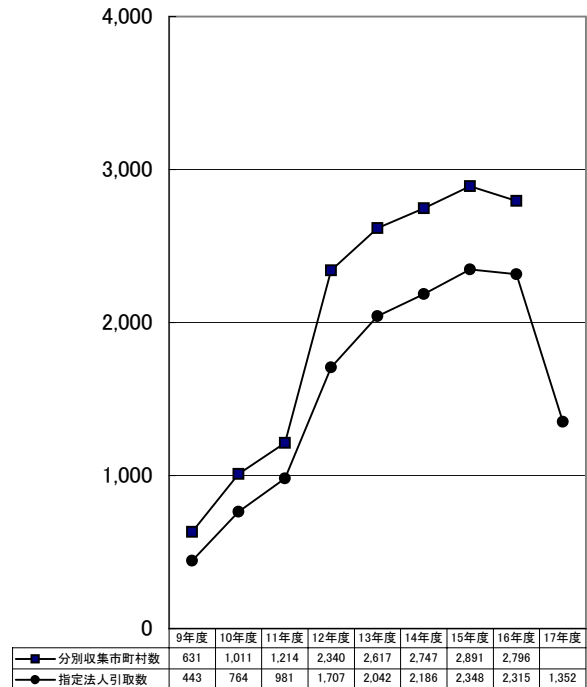
平成9年度の施行後、平成16年度まで再商品化量、実施市町村数とも急激に増加しているが、独自処理が行われる量も増加傾向にある。

平成17年度には、指定法人引取量が減少に転じ、前年度比で11%の減少となった。

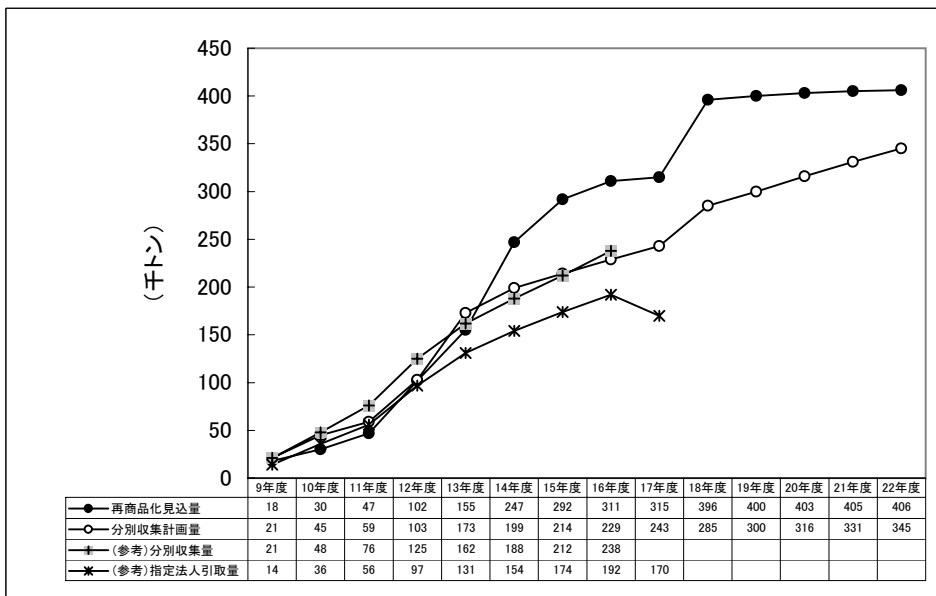
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

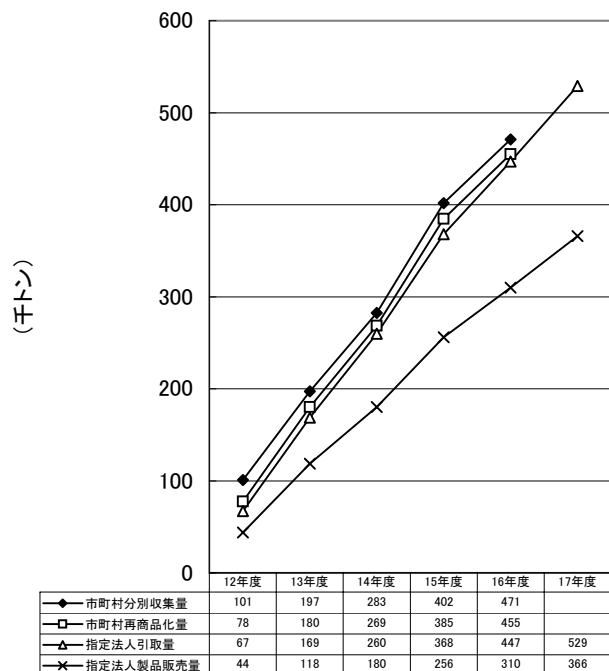


5. プラスチック製容器包装

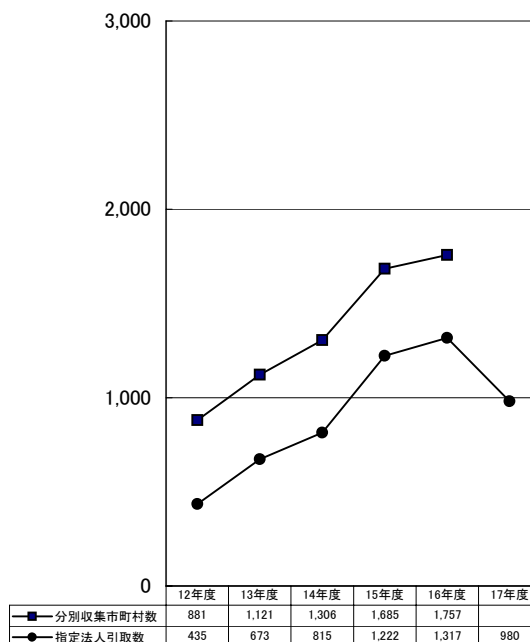
平成12年度の施行後、毎年10万トン規模で増加している。市町村が分別収集したもののほぼ全量が指定法人ルートで再商品化されている(平成16年度の指定法人ルートの割合は95%)。

実施市町村数は多くないが、指定法人引取量は増加傾向にある。

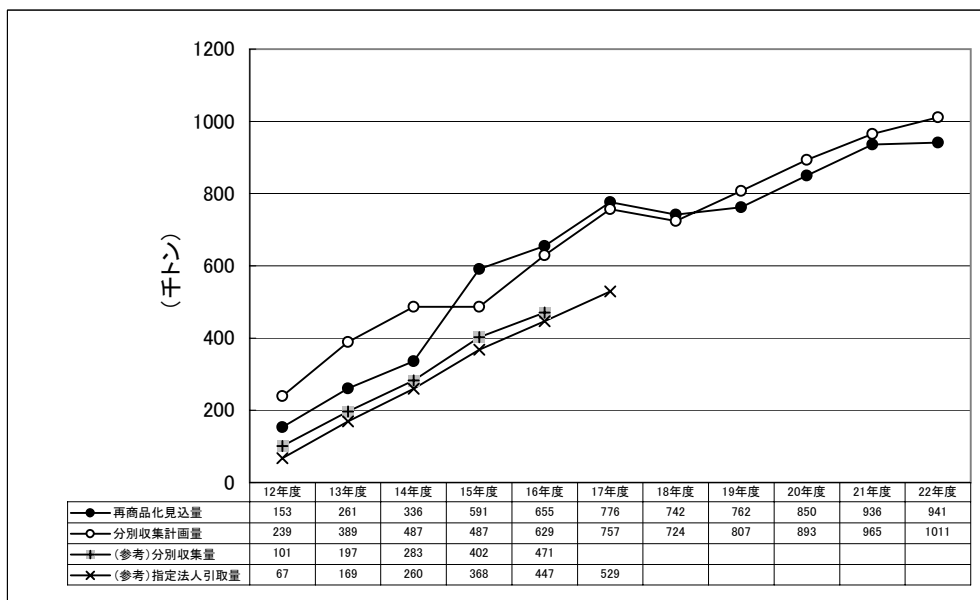
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



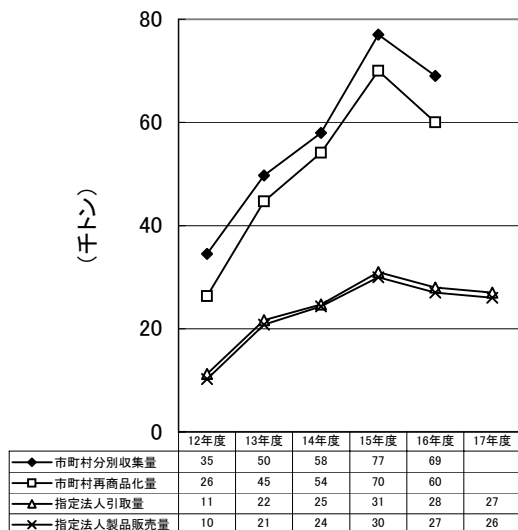
(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



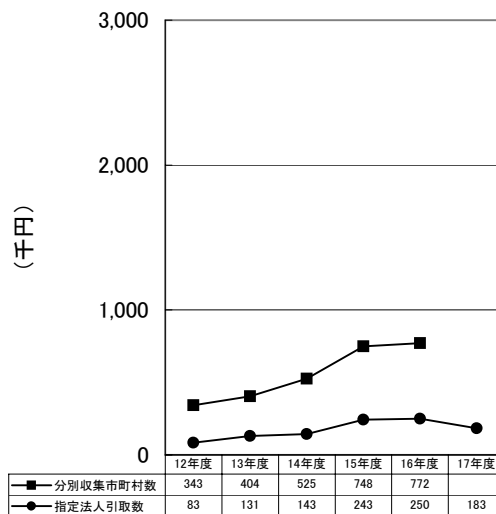
6. 紙製容器包装

分別収集を行っている市町村数、指定法人へ引き渡している市町村数、ともに特定4品目中最も低い。
 ガラスびんと同様に、市町村独自再商品化の割合が多い(平成16年度市町村独自再商品化割合は54%)。

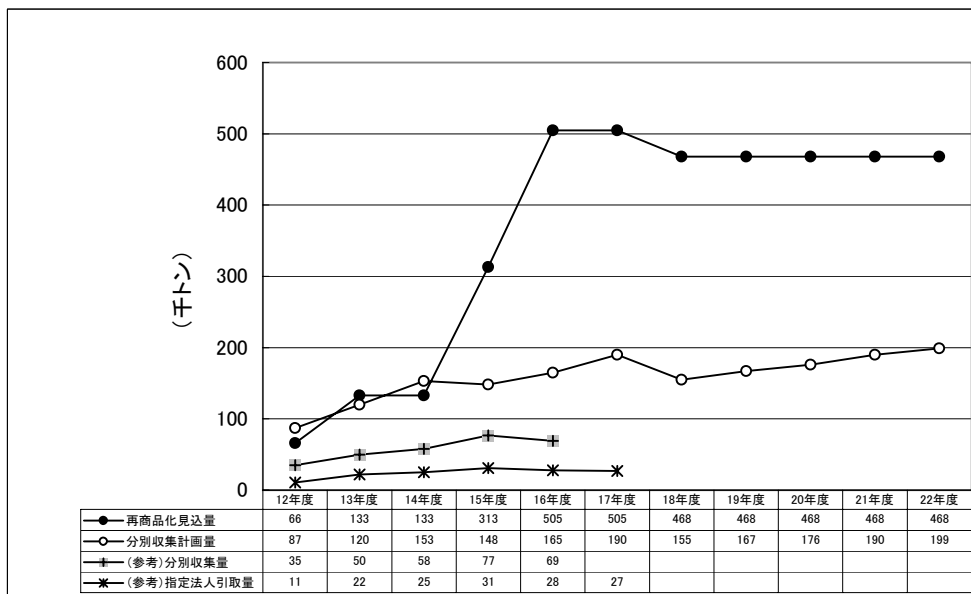
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



2. 再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)

再商品化実績単価については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり減少基調にあるが、プラスチック製容器包装のみ平成17年度は微増となっている。

特定事業者の再商品化費用の品目別の内訳を見ると、プラスチック製容器包装については、市町村による分別収集量の増加に伴い、大きく増加している。一方、その他の品目は、分別収集量が減少又は伸びが少ないこと、再商品化単価が低下していることなどから、横這い又は減少傾向を示している。

なお、指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者の数は、平成17年度には70,540と年々増加している。

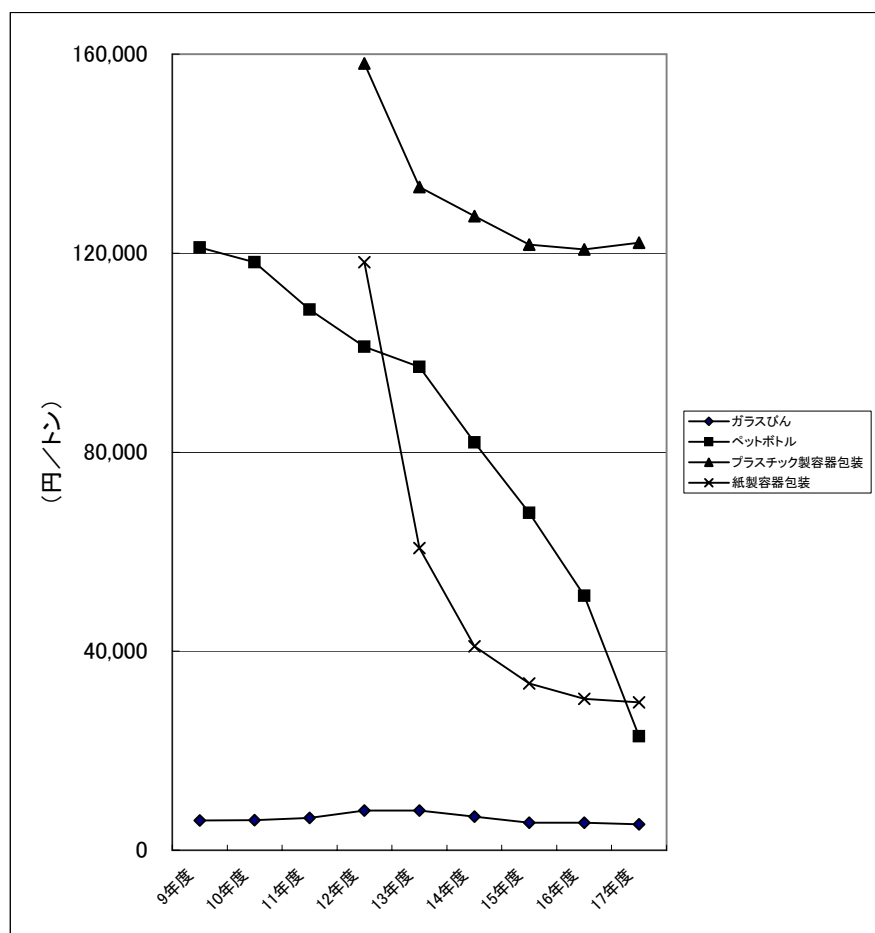
(1)再商品化実績単価

単位:円/トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん	5,984	6,039	6,477	7,961	7,978	6,725	5,544	5,550	5,230
ペットボトル	121,147	118,197	108,680	101,173	97,157	81,941	67,804	51,143	22,929
プラスチック製容器包装				158,147	133,320	127,473	121,740	120,724	122,126
紙製容器包装				118,202	60,719	40,950	33,497	30,412	29,724

出所: (財)日本容器包装リサイクル協会

注1: 再商品化実績単価=受託料(特定事業者+市町村)/再商品化製品販売量

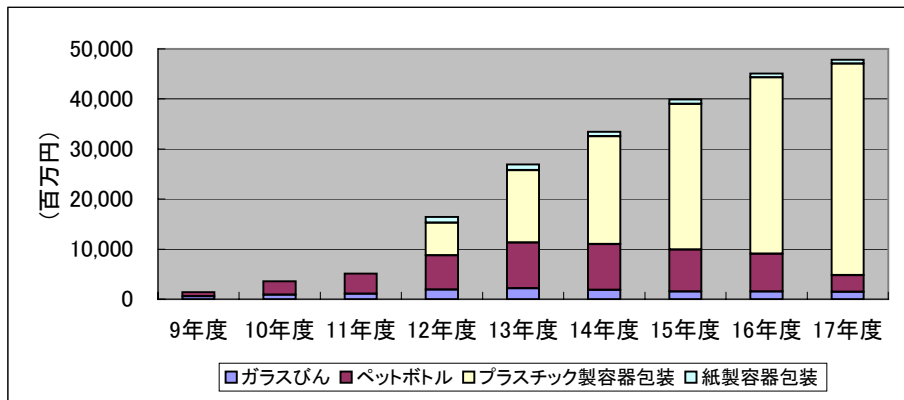


(2) 特定事業者の再商品化費用負担総額

単位:百万円

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん	565	905	1,070	1,901	2,186	1,873	1,523	1,564	1,502
ペットボトル	867	2,662	4,021	6,850	9,104	9,096	8,418	7,529	3,273
プラスチック製容器包装	—	—	—	6,526	14,486	21,550	29,046	35,198	42,294
紙製容器包装	—	—	—	1,170	1,174	925	941	785	764
合計	1,432	3,567	5,091	16,447	26,950	33,444	39,928	45,076	47,833

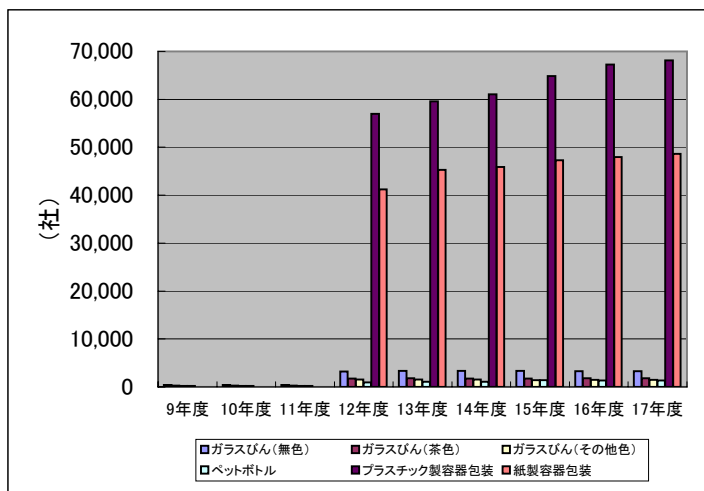
出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



(3) 指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん(無色)	407	423	420	3,208	3,337	3,325	3,350	3,288	3,265
ガラスびん(茶色)	241	241	248	1,722	1,798	1,707	1,714	1,776	1,786
ガラスびん(その他色)	209	216	214	1,548	1,552	1,508	1,431	1,467	1,449
ペットボトル	198	211	201	962	1,088	1,087	1,377	1,311	1,352
プラスチック製容器包装	—	—	—	56,944	59,609	61,067	64,861	67,291	68,122
紙製容器包装	—	—	—	41,206	45,262	45,878	47,281	47,927	48,630
総数	500	521	519	59,499	62,057	63,595	67,196	69,648	70,540

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



3. 指定法人ルートでの再商品化事業者の動向

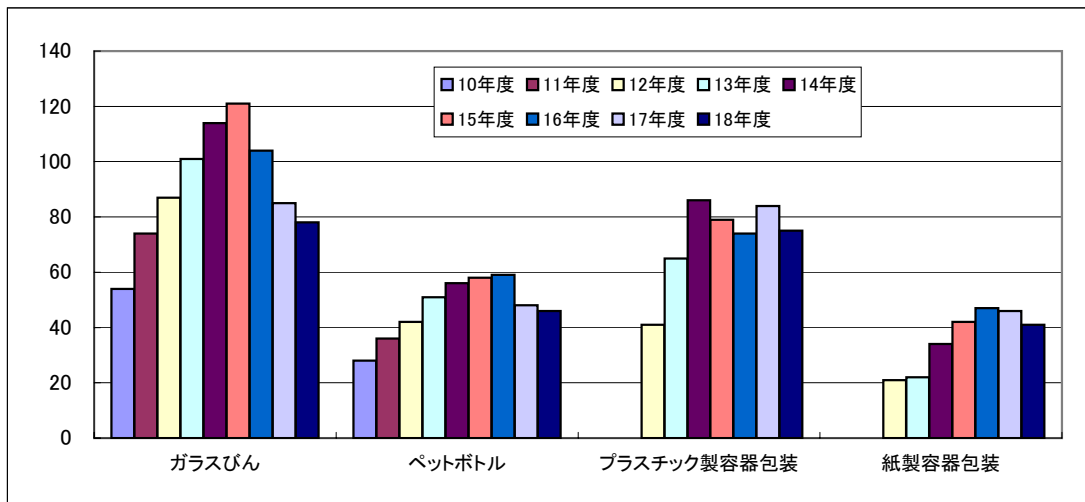
指定法人と契約する再生処理事業者数については、各品目とも制度開始時から増加の傾向を示していたが、平成17年度からは減少傾向にある。

再商品化落札単価(加重平均)については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にあり、特にPETボトルについては、平成18年度の入札からマイナスに転じた。

(1) 指定法人が再商品を委託した再生処理事業者数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ガラスびん	39	54	74	87	101	114	121	104	85	78
ペットボトル	29	28	36	42	51	56	58	59	48	46
プラスチック製容器包装	—	—	—	41	65	86	79	74	84	75
紙製容器包装	—	—	—	21	22	34	42	47	46	41

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会

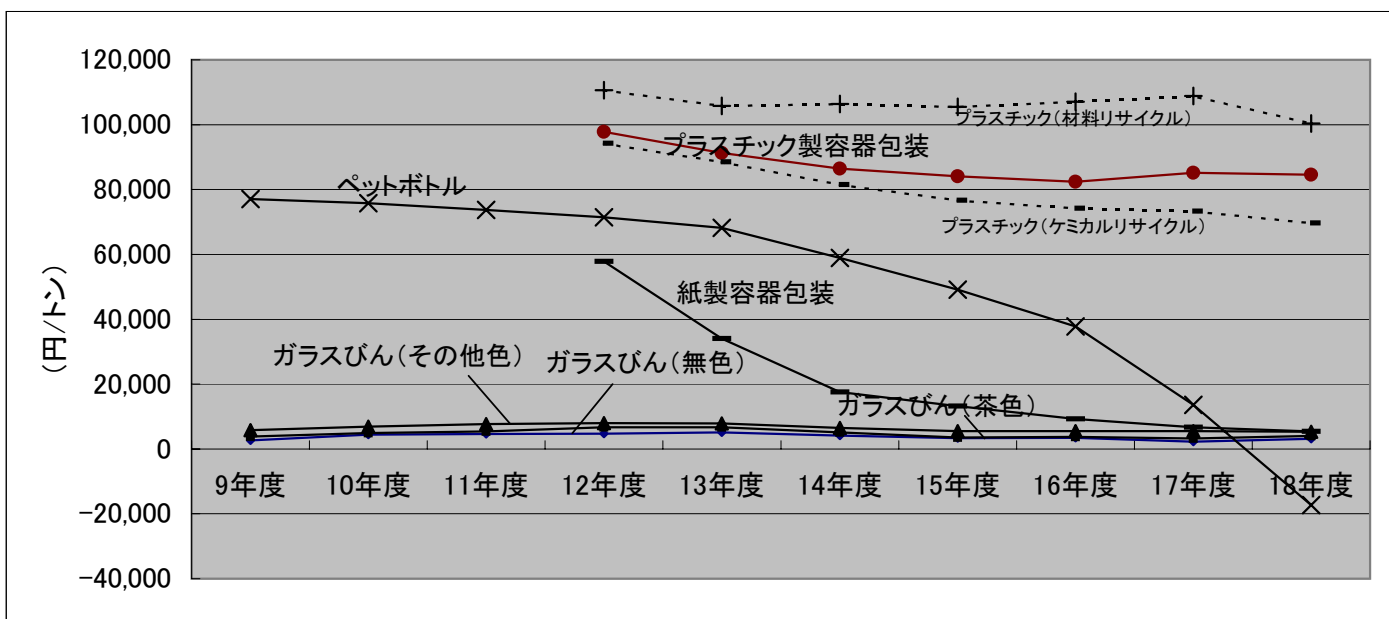


(2) 再商品化落札単価(加重平均)

(単位：円/トン)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ガラスびん(無色)	2,600	4,400	4,600	4,700	5,100	4,100	3,300	3,400	2,200	3,100
ガラスびん(茶色)	3,800	4,900	5,400	6,700	6,700	5,100	3,500	3,700	3,200	4,000
ガラスびん(その他色)	5,800	6,900	7,700	8,000	7,900	6,500	5,500	5,500	5,500	5,300
ペットボトル	77,100	75,800	73,700	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600	-17,300
プラスチック製容器包装				97,800	91,300	86,400	84,100	82,400	85,200	84,600
材料リサイクル				110,600	105,800	106,400	105,500	107,100	108,800	100,400
ケミカルリサイクル				94,200	88,500	81,500	76,700	74,200	73,300	69,700
紙製容器包装				57,800	34,000	17,500	13,200	9,300	6,700	5,400

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会



4. ガラスびんのリサイクル状況

ガラスびんの生産が減少基調にある中、分別収集されたガラスびんから再商品化されたカレットの利用量はほぼ横這いとなっており、これによりカレット利用率は微増傾向にある。

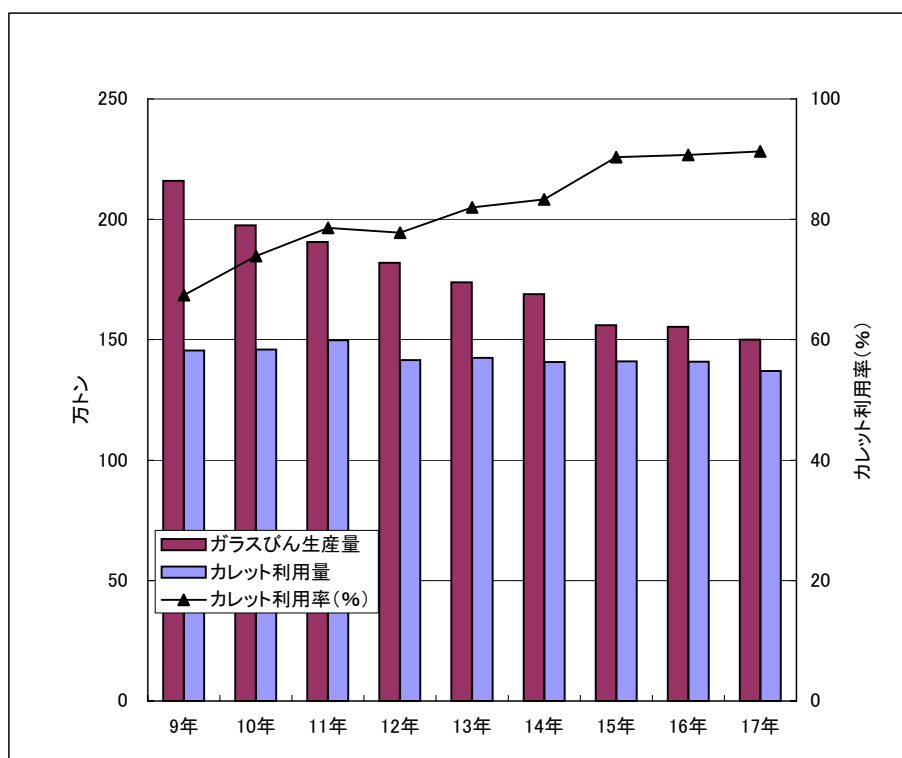
指定法人ルートのカレットの用途については、平成14年度まで減少に転じていたびん原料向けが15年度に回復したが、17年度から微減に転じている。

(1) ガラスびんの生産量及びカレットの利用量・率

単位：万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
ガラスびん生産量	216.0	197.5	190.6	182.0	173.8	168.9	156.1	155.4	150.1
カレット利用量	145.6	145.9	149.8	141.6	142.5	140.8	141.0	140.9	137.0
カレット利用率(%)	67.4	73.9	78.6	77.8	82.0	83.3	90.3	90.7	91.3

出所：窯業・建材統計、日本ガラスびん協会、ガラスびんフォーラム



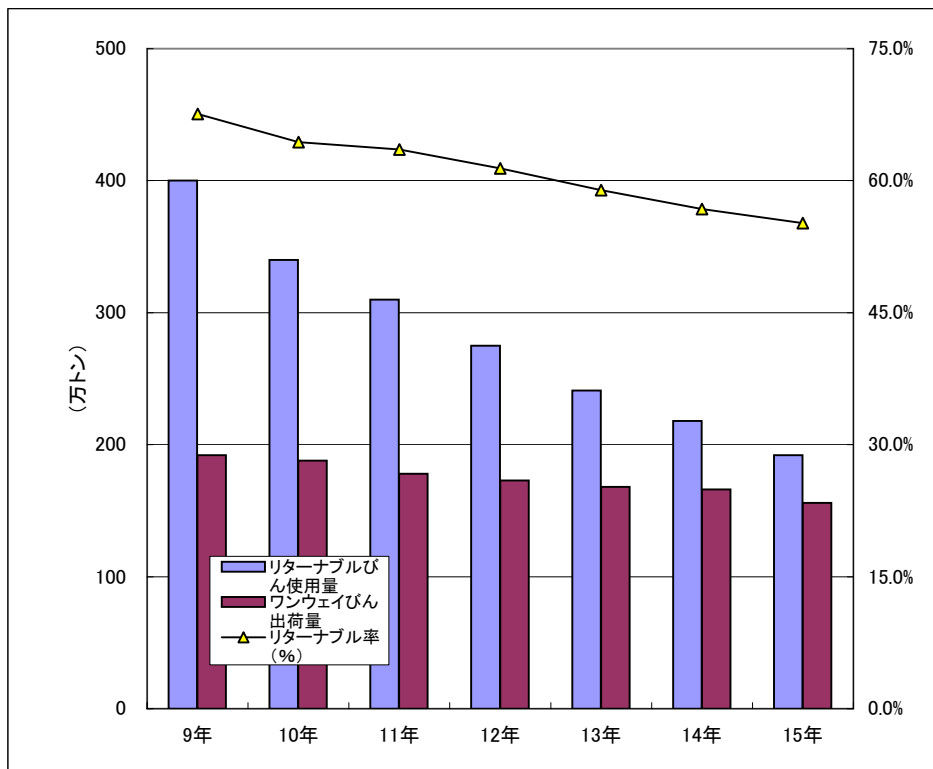
(参考)リターナブル率の推移

単位:万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
リターナブルびん使用量	400	340	310	275	241	218	192
ワンウェイびん出荷量	192	188	178	173	168	166	156
リターナブル率(%)	67.6%	64.4%	63.5%	61.4%	58.9%	56.8%	55.2%

出所: ガラスびんリサイクル促進協議会

注: リターナブル率=リターナブルびん使用量/(リターナブル使用量+ワンウェイびん出荷量)



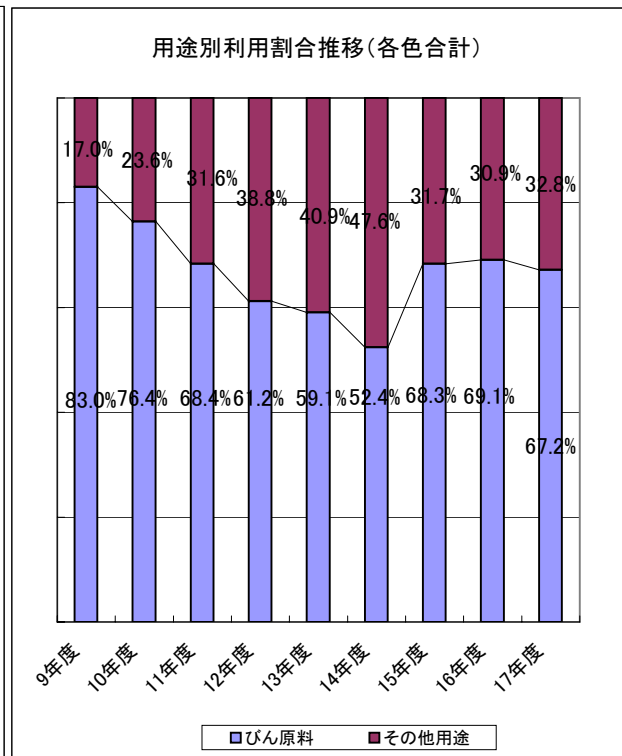
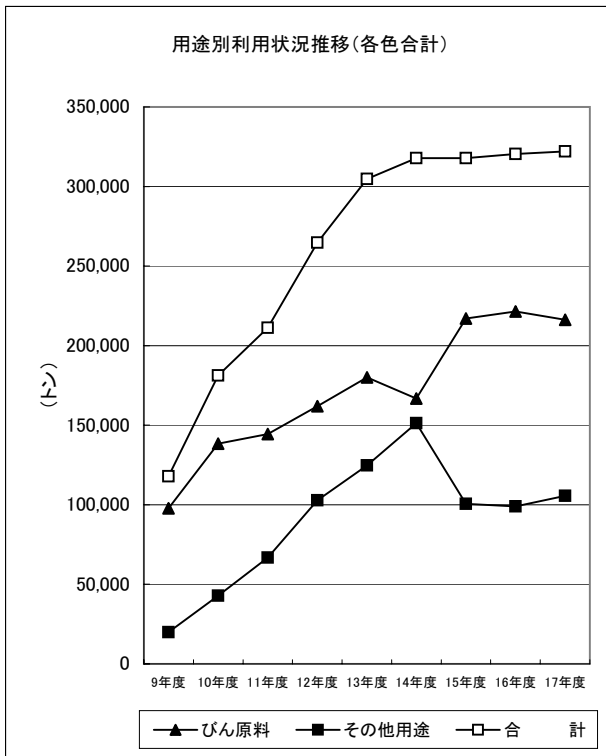
(2) カレットの用途別利用状況(指定法人ルート)

①用途別利用状況推移(各色合計)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
びん原料	97,806	138,383	144,485	161,988	180,083	166,653	217,118	221,449	216,287
その他用途	20,005	42,764	66,821	102,700	124,681	151,164	100,648	99,029	105,702
合計	117,811	181,147	211,306	264,688	304,764	317,817	317,766	320,478	321,989

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



②色別「びん原料」利用割合推移

単位:%

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
無色	97.8	99.9	97.9	95.4	96.8	80.4	90.8	90.5	96.8
茶色	97.0	96.0	82.9	81.3	71.9	68.0	89.9	90.2	87.6
その他色	24.4	22.0	14.6	8.4	5.6	4.2	16.0	20.4	18.4

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

5. ペットボトルのリサイクル状況

ペットボトルは、生産量が増加している一方、分別収集量も着実に増加している。市町村によるペットボトルの収集量は、容リ法による再商品化が開始された平成9年度には生産量の9.8%に過ぎなかったが、平成16年度には、市町村収集量に事業系収集量(PETボトルリサイクル推進協議会調べ)を加えた回収率は62.3%まで至っている。

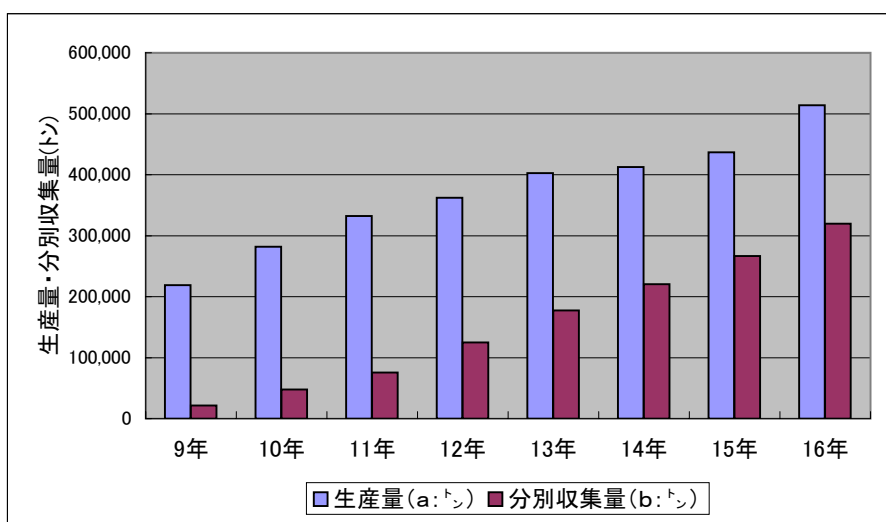
指定法人ルートの再商品化製品用途については、平成15年にBtoB事業者が新規参入した影響もあり、繊維、成型品、その他向けが一次減少となった一方、ボトル向けが大幅に伸びている。また、シート向けについても底堅い需要が続いている。

(1) ペットボトルの生産量と分別収集量の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
生産量(a:トン)	218,806	281,927	332,202	361,944	402,727	412,565	436,556	513,712
分別収集量(b:トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	177,186	220,256	266,405	319,880
市町村収集量(トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	161,651	188,194	211,753	238,456
事業系回収量(トン)	—	—	—	—	15,535	32,062	54,652	81,424
回収率(b/a:%)	9.8	16.9	22.8	34.5	44.0	53.4	61.0	62.3

出所：PETボトル協議会、環境省、PETボトルリサイクル推進協議会

※事業系回収量はPETボトルリサイクル推進協議会の調査による値

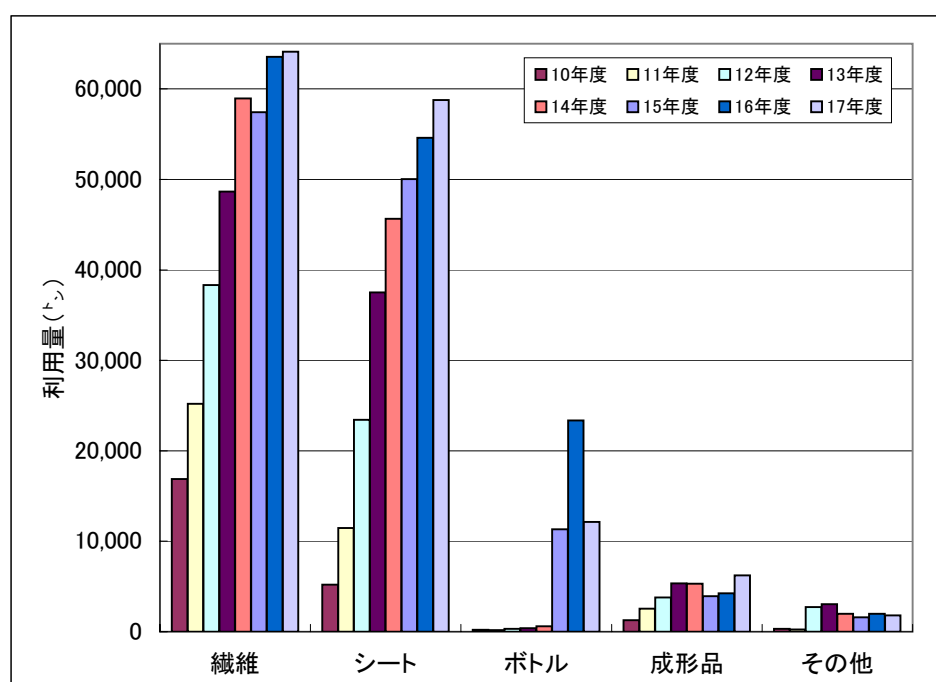


(2)再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
繊維	6,077	16,895	25,188	38,317	48,659	58,940	57,445	63,554	64,103
シート	1,112	5,218	11,450	23,407	37,510	45,632	50,021	54,589	58,788
ボトル	756	211	179	326	381	606	11,312	23,351	12,134
成形品	366	1,265	2,530	3,802	5,330	5,314	3,944	4,239	6,217
その他	87	320	258	2,723	3,032	1,993	1,576	1,965	1,790
合計	8,398	23,909	39,605	68,575	94,912	112,485	124,298	147,698	143,032

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



6. プラスチック容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

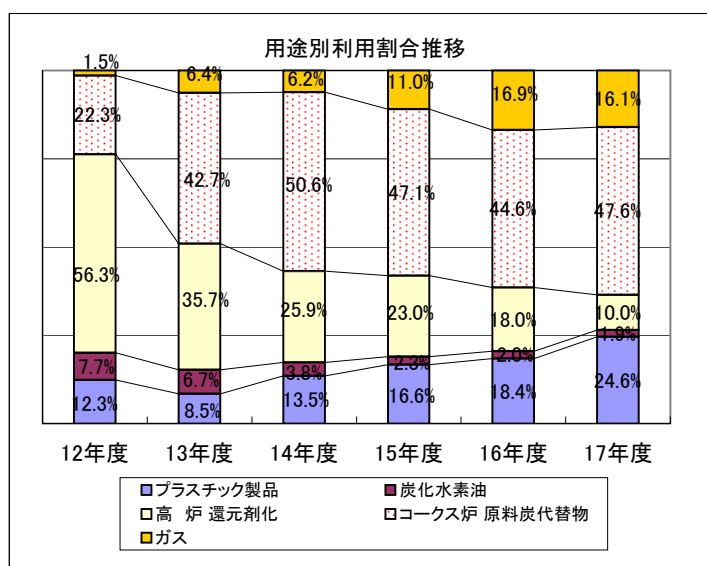
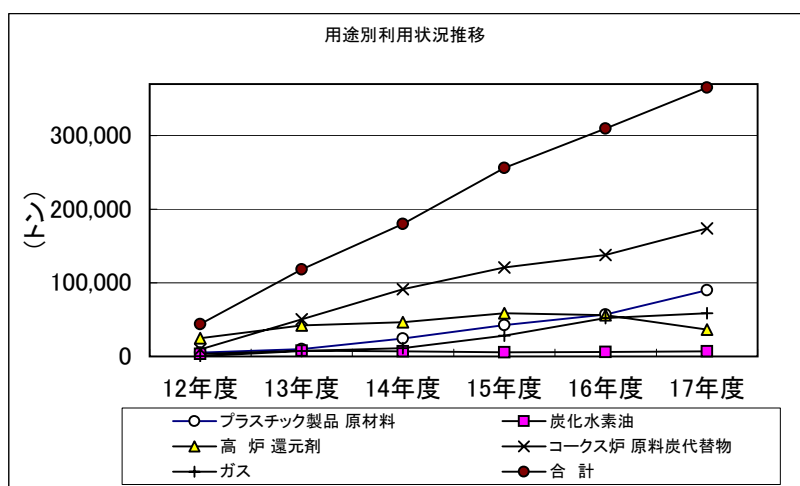
分別収集量の増加に伴い全体に増加傾向にあり、近年は特にプラスチック製品原材料用途の伸びが大きい。

(1) 製品販売量ベース

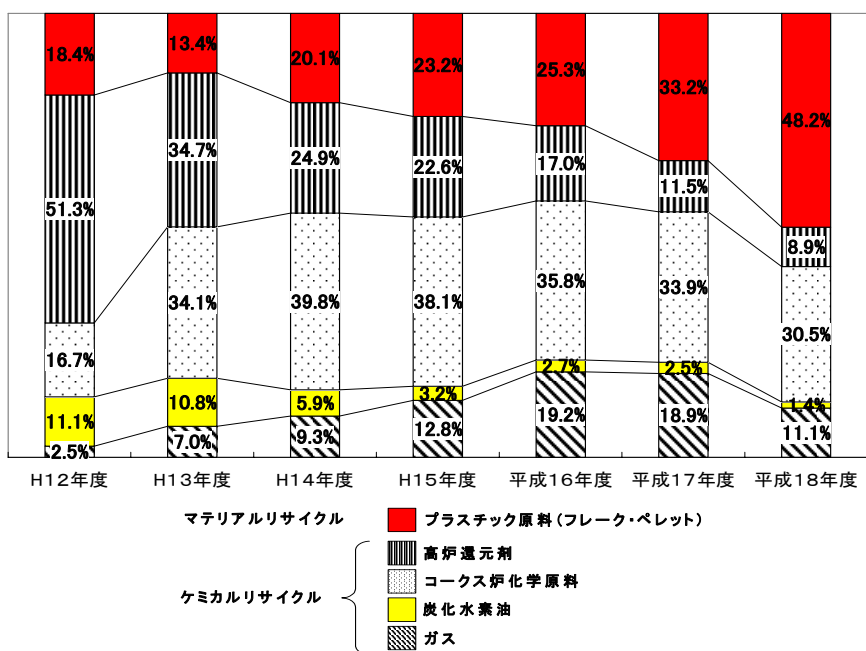
単位:トン

	プラスチック製品 原材料	炭化水素油	高 炉 還元剤	コークス炉 原料炭代替物	ガス	合 計
12年度	5,402	3,361	24,656	9,771	638	43,830
13年度	10,023	7,981	42,306	50,631	7,529	118,470
14年度	24,347	6,831	46,621	91,175	11,188	180,162
15年度	42,648	5,847	58,811	120,767	28,076	256,150
16年度	57,058	6,246	55,870	137,980	52,203	309,537
17年度	89,785	6,993	36,444	174,061	58,641	365,294

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



(2) 引取量ベース



7. 紙製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

製紙原料以外の材料向け及び固形燃料向けが減少基調にある一方、製紙原料向けは堅調に推移している。

これにより、平成12年に44%であった製紙原料向けの割合が、平成17年度には94%となり、再商品化用途の大宗を占めることとなった。

単位:トン

	製紙原料	材料 (製紙原料以外)	固形燃料	合計
12年度	4,546	2,566	3,118	10,230
13年度	15,301	1,196	4,295	20,793
14年度	20,284	157	3,917	24,358
15年度	26,969	15	2,897	29,881
16年度	25,053	203	1,907	27,163
17年度	24,894	223	1,354	26,471

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

